当事者が整理手続に付すべき旨を申し出た事案について
（平成２５年１月１日～同年４月３０日まで）

（注）全国の地検の検察官に対して，平成２５年１月１日から同年４月３０日までの間，当事者が裁判所に対して事件を整理手続に付すべき旨の申出を行った事案についての報告を求めた結果による。

１　概要

(1) 当事者が整理手続に付すべき旨申し出た事案

総数：７１件

検察官による申出　　：　７件
被告人又は弁護人による申出　：６１件
双方による申出　　：　３件

(2) 当事者が整理手続に付すべき旨申し出たが同手続に付されなかった事案

総数：２５件

検察官による申出　　：　２件
被告人又は弁護人による申出　：２３件
双方による申出　　：　０件

※　整理手続に付されるか否かが未確定のもの：８件

２　被告人又は弁護人が申し出たものの整理手続に付されなかった事案について

総数：２３件

○　検察官による証拠の任意開示の有無

任意開示が行われたもの　　：２０件
任意開示が行われなかったもの：　３件
うち［被告人又は弁護人の申し出の理由が証拠開示以外のもの：１件
今後，任意開示が予定されているもの：２件］

○　公訴事実に対する争いの有無

争いのないもの：　４件
争いのあるもの：１９件
うち［争点・証拠構造が比較的単純であると思われるもの：１６件
打合せによって争点・証拠の整理をしたと思われるもの：２件
その他：１件］